



第110回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月23日（木曜日）
午前10時 ※受付は午前9時15分より開始

開催場所 東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原 「ひらつかホール」

会場の規模及び新型コロナウイルス感染防止のため、ご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。ご用意できる席数が限られておりますことから、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がございます。

目次

第110回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役7名選任の件	9
第4号議案 監査役1名選任の件	17
【添付書類】	
事業報告	19
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず可能な限りご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
株主総会にご出席される場合におかれましても、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、当日のマスク着用・アルコール消毒・検温などの感染症予防策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日産東京販売ホールディングス株式会社

証券コード：8291

証券コード 8291
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田四丁目32番1号
日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役社長 竹 林 彰

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（5頁から6頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

議決権行使書の郵送とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
※受付は午前9時15分より開始
2. 場 所 東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原「ひらつかホール」

<会場に関するご案内>

会場の規模及び新型コロナウイルスの感染防止のため、ご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。ご用意できる席数が限られておりますことから、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、ひらつかホールが使用できなくなる場合には、開催場所を自社会議室に変更する可能性があります。この場合は、決定次第、当社ウェブサイト（<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/meeting.html>）にてご案内をいたします。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以上

- 〇議決権をご自宅からでも行使できるようインターネットによる議決権行使を導入しております。議決権行使のウェブサイトにはアクセスする方法に加え、議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく簡便に行役できる「スマート行使」も併せて導入しておりますので、ご活用ください（詳細は5頁から6頁をご参照ください）。
- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇招集ご通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- 〇株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、以下に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

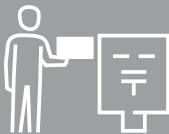
当社ウェブサイト	https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/meeting.html
----------	---

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして】

- ・ご出席いただいた場合、当日はマスク着用・アルコール消毒・検温などの感染症予防策にご協力いただきますようお願い申し上げます。会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場ではソーシャルディスタンスを保つため、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする場合がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・その他、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応に追加や内容の変更がある場合には、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後6時15分必着



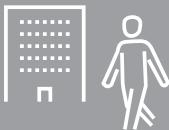
インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後6時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

❗ ご注意事項

※株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後6時15分まで

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- 本サイトのご利用にあたってはご住所をお探しいたいただき、ご了承いただける場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。
- 画面を離れる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

【投票ご通知電子配信メニュー】

- 投票ご通知電子配信のお申し込みはこちら
- メールアドレス確定はこちら
- ご登録メールアドレスの変更またはお申し込みはこちら

クリック

「次へすすむ」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

議決権行使書記載のパスワードではなく、ご自身で変更されたパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

入力

クリック **ログイン**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しており（電子メールにより投票ご通知を受領された場合、当該電子メール宛に記載しております）

議決権行使コード:

入力

クリック **次へ** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を行うことを経営の最重要課題のひとつと認識し、成長性を確保するための内部留保にも考慮しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期につきましては、車両供給不足の影響から売上高は減収となりましたが、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益が増益となったことから、期末配当につきましては、前期末配当より4円増額して1株当たり8円とさせていただくことといたします。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額532,632,712円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第15条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>（附則）</p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員（うち社外取締役2名）の任期が満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

その候補者は次ページのとおりであります。

なお、当社では、長期にわたる安定した企業の成長と企業価値向上に取り組んでおり、当社の取締役には、これらを担え、実行できる高い知識・経験・能力を有していることを求めています。取締役候補者指名にあたっては、原則として、社長が提案を行い、取締役会に諮り審議・精査を行い、性別・国籍等の個人属性を問わず、経営に関する多様な視点、職務遂行に必要とされる知識・経験・能力を有した適切な人物を指名いたしております。

決定におきましては、より高い透明性や客観性を持たせるために、社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置いたしております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">いし だ ひろ ゆき 石 田 寛 之 (1959年4月21日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1982年 4 月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社</p> <p>2007年 4 月 同九州中央支店長</p> <p>2008年 4 月 同久留米支店長兼佐賀支店長</p> <p>2010年 4 月 同首都圏業務部担当部長</p> <p>2011年 4 月 同埼玉・千葉業務部長</p> <p>2012年 4 月 (株)ジャパン保険サービス 常務執行役員</p> <p>2016年 4 月 当社 執行役員 (現在に至る)</p> <p>2016年 6 月 同取締役 (現在に至る)</p> <p>2021年 7 月 日産東京販売(株) 監査役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>日産東京販売(株) 監査役</p> <p>■取締役会への出席状況 (2021年度) 15/15回 (100%)</p>	15,900株
<p>【取締役候補者とする理由】</p> <p>損害保険ジャパン(株)において支店長、業務部門の部長として、さらに同社の関係会社の役員として強いリーダーシップで組織を牽引し成果を上げてきました。当社においては6年間にわたり、法務・広報・IR部長及び総務渉外部長として業績向上に貢献してきており、当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>よね ざわ りょう いち 米 澤 領 一 (1961年2月6日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 東京日産自動車販売(株) (現 当社) 入社 2012年4月 当社 経理部長 (現在に至る) 2015年4月 同執行役員 (現在に至る) 2017年6月 同取締役 (現在に至る) 2021年7月 日産東京販売(株) 執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日産東京販売(株) 執行役員</p> <p>■取締役会への出席状況 (2021年度) 15/15回 (100%)</p>	22,400株
	<p>【取締役候補者とする理由】 当社入社後、人事部、企画室、経理部等の管理部門における経験を積んできました。現在は、当社の経理部門を担当し、グループ会社も含めた管理を行い、当社の収益基盤の強化に貢献してまいりました。当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	<p style="text-align: center;">ま ち だ し ゅ う い ち 町 田 修 一 (1972年10月26日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1996年 4月 日野自動車工業(株) 入社 2002年 3月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 修士課程 修了 2002年 8月 日産自動車(株) 入社 2012年 4月 大阪カーライフグループ(株) 中計基盤推進部 長 2015年 4月 同執行役員経営企画部長 2017年 4月 日産自動車(株) 日本マーケティング本部 チーフマーケティングマネージャーオフィス チーフマーケティングマネージャー 2019年 4月 同日本ネットワーク戦略部長 (現在に至る) 大阪カーライフグループ(株) 取締役 (現在に至る) 日産大阪販売(株) 取締役 (現在に至る) 2019年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2021年 6月 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役 (現在に至る) 2022年 4月 日産プリンス埼玉販売(株) 取締役 (現在に至る) 鹿児島日産自動車(株) 取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日産自動車(株) 日本ネットワーク戦略部長 大阪カーライフグループ(株) 取締役 日産大阪販売(株) 取締役 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役 日産プリンス埼玉販売(株) 取締役 鹿児島日産自動車(株) 取締役</p> <p>■取締役会への出席状況 (2021年度) 15/15回 (100%)</p>	0株
<p>【取締役候補者とする理由】 現在、日産自動車(株)ネットワーク戦略部長の任についており、同社との情報共有、連携が強化継続されることを期待しております。大阪カーライフグループ(株)において同社の安定的な経営基盤の構築に貢献され、日産自動車(株)に復職後もチーフマーケティングマネージャーとしてセレナe-POWERの発売成功とその後の2018年度ミニバン販売台数No.1に大きく貢献されました。自動車販売事業及びマーケティングに造詣が深く、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">えん どう けん 遠 藤 健 (1954年3月3日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1976年4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社</p> <p>2010年6月 同専務執行役員 東京本部長</p> <p>2011年3月 同退任</p> <p>2011年6月 (株)ジャパン保険サービス 代表取締役社長</p> <p>2014年9月 損保ジャパン日本興亜保険サービス(株) 代表取締役社長 (合併による社名変更)</p> <p>2015年4月 同代表取締役会長</p> <p>2015年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)</p> <p>2015年12月 SOMPOケアネクスト(株) 代表取締役社長</p> <p>2017年6月 SOMPOケアメッセージ(株) 代表取締役社長</p> <p>2018年6月 SOMPOケア(株) (SOMPOケアメッセージ(株)、SOMPOケアネクスト(株)の経営統合) 代表取締役社長</p> <p>2019年8月 社会保障審議会 専門委員 (現在に至る)</p> <p>2021年6月 全国介護事業者政治連盟 副会長 (現在に至る)</p> <p>一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問 (現在に至る)</p> <p>2022年4月 SOMPOケア(株) 代表取締役会長CEO (現在に至る)</p> <p>SOMPOホールディングス(株) 介護・シニア事業 オーナー執行役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>社会保障審議会 専門委員</p> <p>全国介護事業者政治連盟 副会長</p> <p>一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問</p> <p>SOMPOケア(株) 代表取締役会長CEO</p> <p>SOMPOホールディングス(株) 介護・シニア事業 オーナー執行役</p> <p>■取締役会への出席状況 (2021年度) 13/15回 (87%)</p>	8,000株
<p>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</p> <p>損害保険ジャパン(株)及びその関係会社等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言を期待し、2015年6月に当社取締役に選任、当社の業績向上に貢献していただいております。当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
6	<p style="text-align: center;">はせがわ なお や 長谷川 直 哉 (1958年11月7日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1982年 4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社</p> <p>2006年 4月 国立大学法人 山梨大学大学院 持続可能社会形成専攻准教授</p> <p>2007年 4月 法政大学大学院環境マネジメント研究科 兼任 講師 芝浦工業大学工学部 兼任講師</p> <p>2008年 4月 中央大学大学院国際会計研究科 兼任講師 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 兼任講師</p> <p>2011年 4月 法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 (現在に至る)</p> <p>2013年 9月 山梨県立大学国際関係学部 兼任講師</p> <p>2020年 2月 (株)パネイル 顧問</p> <p>2020年 4月 サッポロホールディングス(株) サステナビリティ・シニアアドバイザー (現在に至る)</p> <p>2021年 3月 岡部(株) 社外取締役 (現在に至る)</p> <p>2021年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況)</p> <p>法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 サッポロホールディングス(株) サステナビリティ・シニア アドバイザー 岡部(株) 社外取締役</p> <p>■取締役会への出席状況 (2021年度) 11/11回 (100%)</p>	500株
<p>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</p> <p>サステナビリティ経営、CSR、企業倫理及び企業家史等を専門分野としており、高い識見と専門性を有しております。企業人としての経験も有する学識経験者として豊富な経験を有し、当社の企業価値を高めるSDGs戦略についても貢献が期待できることから、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p>こ ぐれ えりこ 小 暮 恵理子 (1958年5月22日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1981年4月 中央宣興(株) (広告代理店) 入社 1990年4月 (株)電通プロックス 入社 2012年4月 P R O M O T E C 取締役 2017年6月 (株)電通テック 執行役員 2017年10月 P R O M O T E C 取締役社長 (兼務) 2022年3月 (株)電通テック 執行役員 退任 P R O M O T E C 取締役社長 退任</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</p> <p>(株)電通テックにおいて営業担当役員及びその関係会社 (P R O M O T E C) における取締役社長など会社経営者としての豊富な経験を有しております。また、海外勤務経験、(株)電通テックにおけるジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験を有し、多角的に当社の経営全般の監督と助言が期待できることから、同氏を新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏は社外取締役候補者であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 遠藤健、長谷川直哉の両氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年、1年となります。
4. 当社は町田修一、遠藤健、長谷川直哉の各氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小暮恵理子氏が取締役に選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 川口 正明氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<p>やま だ みよこ 山田 美代子 (1961年4月29日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1987年10月 中央青山監査法人 入所 1991年3月 公認会計士登録 1998年4月 山田公認会計士事務所開設 (現在に至る) 2003年10月 (有)シーズズパートナーズ 代表取締役 (現在に至る) 2015年7月 (株)日本エム・ディ・エム 監査役 (現在に至る) 2018年6月 税理士法人 四季会計 代表社員 (現在に至る) 2020年12月 (株)四季カンパニー 代表取締役 (現在に至る) 2021年4月 学校法人 清泉女子大学 監事 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 山田公認会計士事務所 所長 (有)シーズズパートナーズ 代表取締役 (株)日本エム・ディ・エム 監査役 税理士法人 四季会計 代表社員 (株)四季カンパニー 代表取締役 学校法人 清泉女子大学 監事</p>	100株
<p>【監査役候補者とする理由】 公認会計士として培われた専門知識と豊富な経験を有しております。さらに代表取締役や社外監査役の経験もあり、当社の経営上の意思決定や取締役の業務執行の監督など、監査役として職務を適切に遂行できる知識及び経験を有していることから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田美代子氏は社外監査役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山田美代子氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。候補者が選任さ

れた場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス[株主総会終了後の予定]

第3号議案及び第4号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなる予定です。

これまでの業務経験により専門性を発揮できる、もしくは、執行部門に対する必要な助言・監督が期待できる知見を有している項目に●を3つまで記載しております。なお、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

氏 名	企業経営	専門性					
		マーケティング・営業	財務・ファイナンス	IT・デジタル/DX	人事・労務・人財開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
取締役	竹林 彰	●	●		●		
	石田 寛之	●				●	●
	米澤 領一	●		●		●	
	町田 修一	●	●			●	
	遠藤 健	●			●		●
	長谷川 直哉	●		●			●
	小暮 恵理子	●	●				●
監査役	植村 哲	●	●		●		
	近藤 勝彦					●	●
	遠藤 雅之	●	●		●		
	山田 美代子	●		●	●		

(添付書類)

事業報告
(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度におけるわが国の経済環境は、オミクロン株が猛威を振るい、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されるなど、依然として不透明な状況が継続しました。

国内の自動車販売におきましては、世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウンなどの影響により車両供給不足が継続し、当連結会計年度における全国の新車販売台数は、前年割れの実績となりました。

四半期ごとの新車販売台数の前年同期比は下表のとおりであります。

	第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	通期 (4月～3月)
全国	123.8%	85.2%	80.8%	83.7%	90.5%
都内	134.8%	90.8%	78.3%	86.2%	93.7%
当社グループ	119.4%	87.5%	90.1%	84.4%	92.3%

当社グループではこのような状況の中、お客さまのニーズに合わせた提案型営業による付加価値向上の取り組みに加え、引き続き新車販売での受注台数の確保、中古車事業・整備事業における拡販及び販売費・一般管理費の削減に取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は138,378百万円（前連結会計年度比2,064百万円減、1.5%減）、営業利益は4,407百万円（前連結会計年度比961百万円増、27.9%増）、経常利益は4,188百万円（前連結会計年度比1,087百万円増、35.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,100百万円（前連結会計年度比461百万円増、28.2%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

① 自動車関連事業

新車販売では車両供給が不足する中、カーオブザイヤー三冠を受賞したノート・ノートオーラのe-POWER車や電気自動車のリーフを中心に受注台数と収益の確保に取り組

み増益となりました。また、中古車販売におきましても下取車の減少等により販売台数減となりましたが、中古車市況の好調もあり増益となりました。さらに、日産販売会社3社の統合による生産性向上および販売費・一般管理費の削減効果も加わり、売上高は131,533百万円（前年同期比1,761百万円減、1.3%減）、セグメント利益（営業利益）は4,748百万円（前年同期比981百万円増、26.1%増）となりました。

② 情報システム関連事業

ハードウェア、導入支援サービスなどの売上高は減少したものの、マネージドサービス事業が堅調に推移するとともに、アプリケーション開発が伸長した結果、売上高は6,486百万円（前年同期比337百万円減、4.9%減）、セグメント利益（営業利益）は423百万円（前年同期比59百万円増、16.3%増）となりました。

③ その他

その他の事業である不動産事業につきましては、賃貸契約の増加及び賃料改定などにより、売上高は358百万円（前年同期比35百万円増、10.8%増）、セグメント利益（営業利益）は144百万円（前年同期比14百万円増、11.3%増）となりました。

なお、上記のセグメント利益（営業利益）の合計から全社費用（主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係るもの）909百万円を差し引いたものが連結営業利益となっております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日産東京販売(株)	八王子みなみ野店	店舗改装
日産東京販売(株)	多摩センター店	店舗改装
日産東京販売(株)	荻窪店	店舗改装
日産東京販売(株)	荻窪店	一部土地取得

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

日産東京販売(株)	レッドステーション田無店	閉鎖
日産東京販売(株)	馬込店	閉鎖
日産東京販売(株)	中古車流通センター	閉鎖
日産東京販売(株)	烏山店	移転閉鎖（建て替え期間中は近隣にて営業）

(3) 対処すべき課題

自動車業界は現在、「100年に一度の大変革期」と言われ、「CASE」（＝コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）に代表される技術が飛躍的な進歩を遂げています。カーボンニュートラル実現に向けた動きが世界的に広がる中、電気自動車（EV）を中心とした電動車の販売も急速に拡大しています。これは、10年以上のEV販売経験によって蓄積したノウハウがあり、「プロパイロット」に代表される先進技術を量販ラインナップに持つ当社グループにとりまして、大きなビジネスチャンスにつながるものと考えております。

一方、世界的な半導体などの部品の供給不足を主たる要因とした車両供給不足の問題は、新たなリスクとして当社ビジネスに少なからず影響を及ぼしています。

そのような中、当社グループにおきましては、新車販売・中古車販売・整備事業・保険事業等、カーライフのワンストップサービスを主とする自動車関連事業を中心に、当社のお客さまを基盤とする安定したストックビジネスを土台に、当社の強みであるベストプラクティス（好事例）の推進によりグループ間のシナジーを深化させながら、収益の拡大を図ってまいりました。

当社グループでは、既存ビジネスのさらなる強化と持続的な成長を目指して2019年度にスタートさせた4カ年の中期経営計画「次の東京へ、お客さまと共に。」に取り組んでまいりました。また、当計画をより一層強力に推進するためのリソース再配分を主な狙いとして、

2021年7月1日付で都内の3つの日産販売会社を統合した新会社「日産東京販売株式会社」を設立しました。これにより、ベストプラクティスの共有をさらに深化させるとともに、生産性の向上にも寄与するなど、統合の成果は着実に上がってきております。

[持続的成長に向けた取り組み]

- ・DX推進の一環として導入した「NISSAN TOKYO Virtual testdriveブース（VR試乗体感）」は、顧客体験の可能性を拡げ、「新たな販売スタイル」実現の第一歩となります。
- ・「ニッサン・リテール・コンセプト」に基づく体験型店舗も順次導入しており、お客さまに車を通じたワクワク感を提供します。
- ・災害時におけるEVからの電力供給に関する協定を各自治体と締結し、地域社会のより安心で安全な暮らしのための取り組みも拡大してまいりました。

今後、販売会社の統合効果を最大化させながら、新型車投入によりラインナップが充実する電動車の販売を中心に自動車関連事業における収益拡大を図ってまいります。

これらの取り組みを着実に推進していくため、ダイバーシティを重視し、社員が個性を生かして活躍できるような組織風土の醸成にも取り組んでおります。

当社グループは現在（2022年6月時点）、次期中期経営計画の策定を進めており、2022年度中の公表を予定しております。2022年4月よりスタートした東証プライム市場の中で、サステナブル経営、より強固なガバナンス、株主還元強化という視点に基づいた新たな成長戦略を構築し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

中期経営計画の詳細は弊社ホームページをご覧ください。
(<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/news/190513.pdf>)

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 107 期 2018年度	第 108 期 2019年度	第 109 期 2020年度	第 110 期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高 (百 万 円)	155,801	153,147	140,443	138,378
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,728	2,246	1,638	2,100
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	41.12	33.89	24.74	31.67
総 資 産 額 (百 万 円)	88,514	85,840	94,886	94,759
純 資 産 額 (百 万 円)	41,418	42,727	47,022	48,312
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	603.00	619.80	682.10	703.87

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

主 要 な 事 業
① グループ全体の統括・運営
② 自動車の販売、整備及びこれらに付随する部品、用品類の販売
③ 情報システム関連機器の販売及び導入

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

会 社 名	本 社 所 在 地	主 な 事 業 所 数
日産東京販売ホールディングス(株)	東京都品川区	1
日 産 東 京 販 売 (株)	東京都品川区	新車販売店舗 116 ※うちルノー店舗 5 中古車販売店舗 19
エヌティオートサービス(株)	東京都大田区	11
(株) 車 検 館	東京都八王子市	8
東京日産コンピュータシステム(株)	東京都渋谷区	2

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,935名	147名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	47名減	50.3歳	18.3年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日産東京販売(株)	95	100.0	自動車の販売、整備

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社1社を含め5社であります。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	2,470
株式会社三菱UFJ銀行	1,760
三井住友信託銀行株式会社	1,030
株式会社みずほ銀行	120
株式会社関西みらい銀行	120

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	136,400,000株
(2) 発行済株式の総数	66,635,063株
(3) 株主数	14,844名
(4) 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日産ネットワークホールディングス株式会社	22,656	34.02
損害保険ジャパン株式会社	6,649	9.98
東京海上日動火災保険株式会社	4,640	6.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,353	5.03
三井住友海上火災保険株式会社	2,620	3.93
株式会社アルファ	1,343	2.01
株式会社太洋商会	1,173	1.76
中央自動車工業株式会社	1,129	1.69
日産東京販売ホールディングス従業員持株会	1,084	1.62
明治安田生命保険相互会社	650	0.97

(注) 持株比率は自己株式 (55,974株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹林 彰	代表取締役社長	日産東京販売(株) 代表取締役社長
外川 孝彦	常務取締役	日産東京販売(株) 取締役
石田 寛之	取締役	日産東京販売(株) 監査役
米澤 領一	取締役	日産東京販売(株) 執行役員
町田 修一	取締役	日産自動車(株)日本ネットワーク戦略部長 大阪カーライフグループ(株) 取締役 日産大阪販売(株) 取締役 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役
遠藤 健	取締役	SOMP Oケア(株) 代表取締役社長 社会保障審議会 専門委員 全国介護事業者政治連盟 副会長 一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問
長谷川直哉	取締役	法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 サッポロホールディングス(株) サステナビリティ・シニアアドバイザー 岡部(株) 社外取締役
植村 哲	常勤監査役	フジコピアン(株) 取締役 (監査等委員)
近藤 勝彦	監査役	弁護士
川口 正明	監査役	—
遠藤 雅之	監査役	—

- (注) 1. 取締役遠藤健及び同長谷川直哉の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役植村哲、同近藤勝彦及び同川口正明の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川口正明氏は長年に亘り他社の経理部門、管理部門を担当する役員としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役遠藤健、同長谷川直哉、監査役植村哲、同近藤勝彦及び同川口正明の5氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に辞任した監査役は次のとおりであります。

氏名	地位	重要な兼職の状況	辞任年月日
加藤 隆	監査役	—	2021年6月24日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役町田修一氏、同遠藤健氏、同長谷川直哉氏、監査役植村哲氏、同近藤勝彦氏、同川口正明氏、同遠藤雅之氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。また、監査役を辞任した加藤隆氏とも、同様の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	成果・業績連動報酬	
取締役	105	78	27	6
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(-)	(2)
監査役	18	18	-	5
(うち社外監査役)	(15)	(15)	-	(3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人数には、2021年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役0名)を含んでおります。
3. 成果・業績連動報酬には、当事業年度より開始した株価連動型報酬制度の規程に基づく当事業年度末における将来の支給見込額6百万円が含まれております。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは以下のとおりに定めております。

① 報酬等の決定に関する基本方針

- 企業価値向上に貢献できる優秀な経営陣を確保できうる報酬制度とする。
- ステークホルダーに対し、説明責任を果たしうる公正性・合理性のある報酬内容とする

る。

- c. 経営の監督を担う取締役は、十分な経営監督を行うのにふさわしい報酬内容とする。
- d. 業務執行を担う執行役員は、業務執行に対し、強い意欲を持つことができ、成果・貢献度を反映した報酬内容とする。

② 報酬等の決定プロセス

報酬制度については、経営会議に提案し議論した後、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

また、個別の報酬額については、報酬制度に基づき能力評価及び目標の達成状況をもとに算定した個別の報酬額の提案を指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会は決定方針との整合性も含めて指名・報酬委員会での審議内容を確認のうえ、個別の報酬額の決定を代表取締役社長竹林彰に一任する旨の決議を行い、決定しております。代表取締役社長に一任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、成果・業績連動報酬（月例報酬）の額及びポイント制の株価連動型報酬の付与ポイントの数であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長に委任することが最も適切であるためであり、当該権限が適切に行使されるよう指名・報酬委員会の審議に沿って決定することとしているためであります。

③ 報酬制度

報酬は、役位ごとの職責に基づき能力を評価し支給する「基本報酬」（固定報酬）と、売上・利益等の目標に対する達成度合いに応じて支給する「成果・業績連動報酬」（変動報酬）にて決定しております。

また、取締役（執行役員兼務者含む）及び監査役の報酬総額は、それぞれ株主総会において決議された範囲内で決定しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役の報酬制度

業務執行を行わない経営監督を担う取締役は、「基本報酬」のみの支給としております。経営監督機能を十分に果たせる内容とするため、固定額とし、月次報酬として支給しております。

b. 執行役員の報酬制度

執行役員の報酬は、業務執行に対し、意欲的に業務執行ができ、高い成果や貢献度に繋がられる報酬内容とするため、「基本報酬」及び「成果・業績連動報酬」で構成しております。

「基本報酬」と「成果・業績連動報酬」の支給比率については、会社業績目標・個人業績目標の目標達成度合いや株価により変動しますが、業績予想数値等の必達目標水準の場合には、社長については概ね7：3程度、それ以外の役員については、概ね8：2程度となっております。

また、「成果・業績連動報酬」については、基本報酬とともに月次で金銭で支給する報酬と、退任時の株価に連動し退任時に支給するポイント制の株価連動型報酬で構成さ

れます。月次で金銭で支給する報酬は、前年度の会社業績目標及び個人別業績目標の達成の度合いに応じて決定します。会社業績目標は、会社業績との連動を図るべく公表している業績予想数値（連結売上高・連結営業利益等）を必達目標とし、個人別業績目標は役員の職責に応じて個人別に目標を設定します。社長の場合、必達目標達成時には基本報酬額の22.5%、努力目標達成時には基本報酬額の45%、その他の役員の場合には、必達目標達成時には基本報酬額の15%、努力目標達成時には基本報酬額の30%とし、その目標の達成率に応じた金額となります。また、努力目標を大きく上回ったときや目標以外に会社業績に多大な貢献があったときには別途上乘せいたします。

ポイント制の株価連動型報酬は、中長期的な企業価値向上及び株式価値との連動を図るべく前年度の会社業績目標及び職責に応じた個人別業績目標達成度に応じて年間で一定ポイントを付与したうえで、退任（一定の重大な事由により解任された場合を除きます。）する執行役員が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給することとなっております。

「成果・業績連動報酬」に係る会社業績目標は、公表している業績予想数値（連結売上高・連結営業利益等）を必達目標としております。当事業年度に決定した報酬については、前事業年度の業績予想数値を必達目標とし、前事業年度の業績はその目標を上回っておりましたので、これを踏まえた報酬となっております。

C. 監査役の報酬制度

監査役は、「基本報酬」のみの支給としております。監査機能を十分に果たせる内容とするため、常勤・非常勤を勘案した固定額とし、月次報酬として支給しております。

④ 役員の報酬等に関する株主総会決議

1990年6月26日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額26百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、月額3百万円以内と決議しております。なお、報酬総額の限度額のみを定めておりますので、対象となる役員の数数は定めておらず、全役員が対象となります。

また、2020年6月23日開催の第108回定時株主総会において、退任時の株価に連動するポイント制の株価連動型報酬の年間付与ポイント総数の上限は4万ポイント（1ポイント＝1株相当）と決議しております。なお、このポイント総数の対象となる株価連動型報酬は業務執行取締役に適用されるものですので、当該定時株主総会終結時点で対象となる業務執行取締役の員数は4名であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係。

取締役遠藤健氏は2022年3月31日時点でSOMP Oケア(株)の代表取締役社長、全国介護事業者政治連盟 副会長、一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問、社会保障審議会 専門委員を兼務しており、2022年4月1日付でSOMP Oケア(株) 代表取締役会長CEO、SOMP Oホールディングス(株) 介護・シニア事業 オーナー執行役に就任しております。

取締役長谷川直哉氏は、法政大学人間環境学部人間環境学科の教授、岡部(株)の社外取締役、サッポロホールディングス(株)のサステナビリティ・シニアアドバイザーを兼務しております。

監査役植村哲氏はフジコピアン(株)の取締役を兼務しております。

なお、当社と社外役員の兼務先各社との間にはいずれも特別な関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役遠藤健氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回中13回に出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化、業績向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の名指や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献しております。

取締役長谷川直哉氏は、企業人としての経験も有する学識経験者としてサステナビリティ経営等における高い識見と豊富な経験をもとに、当社の企業価値を高めるSDGs戦略をはじめとした当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、その就任後に開催された取締役会11回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社のSDGs戦略、コーポレートガバナンスの強化、企業価値向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の名指や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献しております。

監査役植村哲氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づく的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。また、同氏は、指

名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献しております。

監査役近藤勝彦氏は、弁護士として企業法務をはじめ豊富な経験を踏まえた法令についての高度な能力・識見に基づく客観的な立場からの的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

監査役川口正明氏は、長年にわたり経理部門・管理部門に携わり担当する役員に就任する等豊富な経験と幅広い識見と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらを踏まえた的確な監査が期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

5. 会計監査人の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該会計監査人から提出された新事業年度の「監査計画」の内容について吟味・検討し、「監査日数」と「報酬単価」を精査するとともに、従前の事業年度の職務実行状況や同業種同規模他社の報酬水準も合わせ検討した結果、提案の報酬額は妥当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である東京日産コンピュータシステム(株)は、当社と同じくアーク有限責任監査法人が会計監査人となっております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、以下のとおり規定いたします。

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の監査を適切に遂行することが困難と認められる場合

上記に該当する場合、当監査役会は会計監査人を解任または不再任とすることとし、必要な手続きをとることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの企業理念に基づいて制定された「日産東京販売ホールディングス企業倫理規程」の実践を通して、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
 - (2) 内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、当社及び子会社の各部・各拠点に対する定期監査及び臨時監査を実施する。当該監査結果はすべて、代表取締役を含む常勤の取締役及び監査役等をメンバーとする内部監査報告会（原則毎月開催）に報告するとともに定期的に取り締役に報告する。
 - (3) 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進に当たって、その中核をなす機関として「コンプライアンス・賞罰委員会」を設置する。コンプライアンス・賞罰委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス事案の分析及び賞罰案・再発防止策等の検討を行うとともに、当社グループ社員が遵守すべきコンプライアンスの根幹となる倫理規程、行動指針に則り、グループ全体への啓蒙教育、水平・垂直展開を推進することでコンプライアンスの浸透、定着を図る。
 - (4) グループ社員からの内部通報・提案窓口として、当社内に「N T H イージーボイス」を、外部の第三者機関に「N T H コンプライアンスホットライン」を、それぞれ設置する。
 - (5) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、「日産東京販売ホールディングス企業倫理規程」において、行動規範、行動基準を示し、反社会的勢力に対しての利益供与はせず、不当な要求を受けた場合、毅然として対応し、一切関係を持たないことを掲げている。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の主管部署では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めている。
 - (6) 「開示委員会」を設置し、逐次開催し審議を行うことにより当社及び子会社の会社情報を適時・適切に開示する体制を確立する。

2. 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役等の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて、適切に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの種別ごとに所管部署を定め、適切なリスク管理を行い、経営に重大な影響を与える可能性があるリスクについては取締役会に報告し、必要な事項を決議する。不測の事態が発生した場合には、「グループ危機管理規程」に基づき、当社及び子会社にそれぞれ代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーチームを組織し、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。
4. 当社の取締役等及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び主要な子会社は、取締役会の下、迅速な意思決定及び権限・責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を有する。
 - (2) 当社及び子会社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に当社の執行役員等による経営会議によって審議し、その審議を経て取締役会において決議を行うものとする。
 - (3) 当社及び子会社の取締役会の決議に基づく業務執行については、各社の「業務分掌規程」及び「グループ稟議規程」において、責任、執行手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
 - (4) 当社グループは、「グループ稟議規程」を定め、業務執行に係る決裁権限及び子会社から当社への承認・報告事項並びにその手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
 - (5) 当社グループは、事業年度ごとの事業計画を定め、各事業会社の達成すべき目標を明確にするとともに、取締役等は目標達成に向け責任をもって職務を執行する。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社グループは、原則毎月、当社の常勤の取締役及び監査役等と子会社代表者による代表者会議を行い、各子会社における業務執行状況等の報告を行う。
 - (2) 当社グループの「グループ稟議規程」に定められた事項について、子会社から当社への承認申請・報告を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役の情報収集、資料整備等を補助するため、監査役室を設置し、監査役補助者を任命することにより、監査業務の効率化を図る。
7. 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役等からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役等からの独立を確保する。
 - (2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。
8. 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役補助者の監査役の職務の補助にあたっては、取締役等または組織の上長等の指揮命令は受けないこととする。
9. 当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人（またはこれらの者から報告を受けた者）が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に適宜報告する。
 - (2) 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当該子会社の監査役に適宜報告する。この報告を受けた当該子会社の監査役は、当社の監査役にこれを適宜報告する。
 - (3) 当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が、自らまたは当社の監査役からの求めに応じて当社の監査役に当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を行ったことにより不利益な取り扱いを受けることはない。ただし、故意または重過失によって事実と反する報告を行った場合はこの限りではない。

11. 当社の監査役の監査費用に係る体制

当社の監査役が当社に対して監査の実施に係る費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを拒むことができない。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 当社の監査役と子会社の監査役の定期的な意見交換を実施し、当社グループの監査業務の実効性を確保する。
- (3) 監査役からの要請がある場合は、関連各部署は必要な協力を行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

14. IT全般統制

当社は、グループ全体の組織として、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「IT全般統制ガイドライン」及びIT関連規程を遵守するための具体的方策の検討、実施計画、モニタリング及び評価等を行う。

※取締役等とは、取締役及び執行役員をいう。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、15回開催し、取締役及び執行役員の職務遂行の適法性・妥当性を監督いたしました。取締役会には、取締役を兼務しない執行役員も出席し、取締役からの求めに応じて詳細な情報提供を行えるようにいたしました。また、その他の主な会議としては、指名・報酬委員会を4回、経営会議を42回、NTHグループ代表者会議を12回、コンプライアンス・賞罰委員会を13回、開示委員会を6回、内部監査報告会を

6回、情報セキュリティ委員会を1回とそれぞれ適切な頻度で開催いたしました。

- ② コンプライアンス・賞罰委員会において、年度の重点取り組み事項を定め、啓蒙活動を行うとともに、発生したコンプライアンス事案の再発防止策の有効性をチェックし継続的にフォローするなどコンプライアンスの推進を実施してまいりました。
- ③ 当社は、子会社の事業計画については当社の取締役会で承認するなど、子会社の事案に関しても、その重要性に応じて、「グループ稟議規程」等に基づき、当社内において、取締役会への付議、稟議決裁、社内報告等を行ってまいりました。
- ④ 内部通報窓口として、当社内に「NTHイージーボイス」を、外部の第三者機関に「NTHコンプライアンスホットライン」を設置しており、一定数の通報を受けました。受理した通報については、速やかに調査を行い、是正が必要な事案が発見されたときは、改善等を実施いたしました。
- ⑤ 自動車販売の際にお客さまから反社会的勢力との関係がない旨の表明・確約書をいただく取り組み、各店舗での暴力団排除宣言ステッカーの掲示、社内研修会の実施、情宣のためのワンポイント・ニュースの発信等を実施して、反社会的勢力との関係遮断の徹底を図ってまいりました。
- ⑥ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、リスク削減のため、感染拡大状況、緊急事態宣言等の発令状況に応じて「新型コロナウイルス感染防止対策」を策定し実施してまいりました。また、感染症リスクを想定した業務継続計画の策定に向け、今般の新型コロナウイルスへの対応を通じて得たノウハウを蓄積してまいりました。
- ⑦ 当社は、監査役が当社代表取締役社長、社外取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見・情報交換会を実施する機会を確保いたしました。また、当社は、常勤監査役が取締役、執行役員、使用人の職務の遂行状況を監査できるように、主要な稟議書を常勤監査役に回付するとともに、NTHグループ代表者会議、コンプライアンス・賞罰委員会、開示委員会、内部監査報告会等の重要会議に出席する機会を確保し必要な場合は意見を述べられるようにしてまいりました。
- ⑧ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社各社の業務及び内部統制の監査を実施いたしました。特に、グループの中核を担う自動車販売会社については、WEB監査等も活用して、順次新車・中古車店舗の業務監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,838	流動負債	27,886
現金及び預金	22,305	買掛金	11,957
受取手形及び売掛金	4,236	1年内返済予定の長期借入金	2,200
商品	11,055	リース債務	342
仕掛品	311	未払法人税等	591
貯蔵品	39	契約負債	6,431
その他	1,898	賞与引当金	1,283
貸倒引当金	△7	その他	5,079
固定資産	54,920	固定負債	18,560
有形固定資産	39,741	長期借入金	3,300
建物及び構築物	7,766	リース債務	4,381
機械装置及び運搬具	2,985	繰延税金負債	163
土地	23,500	役員退職慰労引当金	27
リース資産	4,623	退職給付に係る負債	10,188
建設仮勘定	3	資産除去債務	331
その他	861	長期預り金	137
無形固定資産	1,073	その他	31
のれん	812	負債合計	46,446
その他	260	(純資産の部)	
投資その他の資産	14,106	株主資本	42,886
投資有価証券	4,274	資本金	13,752
繰延税金資産	1,083	資本剰余金	248
退職給付に係る資産	7,553	利益剰余金	28,986
その他	1,896	自己株式	△100
関係会社投資等損失引当金	△635	その他の包括利益累計額	3,758
貸倒引当金	△65	その他有価証券評価差額金	1,687
		退職給付に係る調整累計額	2,070
		非支配株主持分	1,668
		純資産合計	48,312
資産合計	94,759	負債純資産合計	94,759

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		138,378
売上原価		105,585
売上総利益		32,793
販売費及び一般管理費		28,386
営業利益		4,407
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	121	
受取手数料	205	
雑収入	43	371
営業外費用		
支払利息	121	
支払手数料	292	
関係会社投資等損失引当金繰入額	96	
雑損失	79	589
経常利益		4,188
特別利益		
投資有価証券売却益	64	
助成金収入	2	67
特別損失		
固定資産除売却損	78	
減損損失	149	
店舗閉鎖損失	81	
関係会社整理損	78	
新型コロナウイルス対応による損失	39	426
税金等調整前当期純利益		3,829
法人税、住民税及び事業税	1,201	
法人税等調整額	390	1,592
当期純利益		2,236
非支配株主に帰属する当期純利益		136
親会社株主に帰属する当期純利益		2,100

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,752	247	27,599	△105	41,493
会計方針の変更による 累積的影響額			△447		△447
会計方針の変更を反映した 当期首残高	13,752	247	27,151	△105	41,046
当期変動額					
剰余金の配当			△266		△266
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,100		2,100
自己株式の取得				△18	△18
自己株式の処分				23	23
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	1,834	4	1,839
当期末残高	13,752	248	28,986	△100	42,886

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,832	1,875	3,707	1,820	47,022
会計方針の変更による 累積的影響額					△447
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,832	1,875	3,707	1,820	46,574
剰余金の配当					△266
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,100
自己株式の取得					△18
自己株式の処分					23
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△145	195	50	△151	△101
当期変動額合計	△145	195	50	△151	1,737
当期末残高	1,687	2,070	3,758	1,668	48,312

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	20,149	流動負債	31,306
現金及び預金	19,023	1年内返済予定の長期借入金	2,200
前払費用	106	リース債務	289
短期貸付金	138	未払金	360
その他	880	未払費用	200
固定資産	48,281	未払法人税等	236
有形固定資産	35,857	預り金	27,990
建物及び構築物	6,827	賞与引当金	9
機械及び装置	41	その他	21
工具、器具及び備品	322	固定負債	8,378
土地	24,671	長期借入金	3,300
リース資産	3,991	リース債務	3,802
建設仮勘定	2	繰延税金負債	821
無形固定資産	239	役員退職慰労引当金	10
ソフトウェア	239	資産除去債務	302
投資その他の資産	12,185	長期預り金	137
投資有価証券	3,374	その他	4
関係会社株式	8,467	負債合計	39,685
長期前払費用	37	(純資産の部)	
敷金	568	株主資本	27,083
差入保証金	892	資本金	13,752
その他	1	資本剰余金	241
関係会社投資等損失引当金	△1,156	資本準備金	241
		利益剰余金	13,190
		利益準備金	433
		その他利益剰余金	12,757
		圧縮記帳積立金	207
		繰越利益剰余金	12,549
		自己株式	△100
		評価・換算差額等	1,661
		その他有価証券評価差額金	1,661
		純資産合計	28,745
資産合計	68,430	負債純資産合計	68,430

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,608
売上原価		4,813
売上総利益		2,795
販売費及び一般管理費		1,158
営業利益		1,636
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	117	
雑収入	5	129
営業外費用		
支払利息	107	
関係会社投資等損失引当金繰入額	323	
雑損失	3	435
経常利益		1,331
特別利益		
投資有価証券売却益	60	60
特別損失		
固定資産除売却損	5	
減損損失	115	
関係会社整理損	17	138
税引前当期純利益		1,253
法人税、住民税及び事業税	△14	
法人税等調整額	50	36
当期純利益		1,217

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	13,752	241	241	406	207	11,625	12,239
当期変動額							
剰余金の配当				26		△292	△266
当期純利益						1,217	1,217
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	26	-	924	951
当期末残高	13,752	241	241	433	207	12,549	13,190

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△105	26,127	1,807	1,807	27,934
当期変動額					
剰余金の配当		△266			△266
当期純利益		1,217			1,217
自己株式の取得	△18	△18			△18
自己株式の処分	23	23			23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△145	△145	△145
当期変動額合計	4	956	△145	△145	810
当期末残高	△100	27,083	1,661	1,661	28,745

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 米 倉 礼 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 瀬 征 雄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産東京販売ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 瀬 征 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日産東京販売ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 植村 哲[㊟]

監査役 近藤勝彦[㊟]

監査役 川口正明[㊟]

監査役 遠藤雅之[㊟]

(注) 監査役植村哲、近藤勝彦及び川口正明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以 上

第110回定時株主総会会場ご案内図



電車／ 東急目黒線 武蔵小山駅 徒歩10分

東急池上線 戸越銀座駅・荏原中延駅 徒歩10分

都営浅草線 戸越駅 (A3出口) 徒歩12分

バス／ 五反田駅西口8番のりば 東急バス 反11系統「世田谷区民会館」ゆき
「平塚橋」下車徒歩5分

(当会場には専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。)

— 会 場 —

スクエア荏原「ひらつかホール」

〒142-0063 東京都品川区荏原四丁目5番28号

